

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪市人事委員会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第 3 号

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(新たに職員となった者の職務の級)	(新たに職員となった者の職務の級)
第 6 条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。	第 6 条 [同左]
(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。	(1) [同左]
[ア～ケ 略]	[ア～ケ 同左]
コ 保育士給料表の職務の級 <u>4 級</u> 及び <u>5 級</u>	コ 保育士給料表の職務の級 <u>4 級</u>
[(2) 略]	[(2) 同左]
[2 略]	[2 同左]

別表第1（第3条関係）

[ア～ク 略]

ケ 保育士給料表

[表 別紙2 挿入]

別表第2（第4条関係）

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

[表 略]

備考

- 1 この表の試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「短大卒程度」とは、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校<sup>の</sup>卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「高校卒程度」とは、学校教育法による高等学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「社会人経験者」とは、民間企業等において職務に従事した経歴に

別表第1（第3条関係）

[ア～ク 同左]

ケ 保育士給料表

[表 別紙1 挿入]

別表第2（第4条関係）

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

[表 同左]

備考

- 1 試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「短大卒程度」とは、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「高校卒程度」とは、学校教育法による高等学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「社会人経験者」とは、民間企業等において職務に従事した経

係る期間を5年以上有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示す。

2 この表の職種等欄の区分に掲げる職種に該当しない職員の職務の級を決定する場合に必要な資格はあらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

3 この表の事務職員、技術職員及び福祉職員の職務の級の欄の（ ）内の数字は、次の各号のいずれかに該当する者に適用する。

(1) 2級に在級している間に33歳に達した者（33歳に達するまでの2級の在級年数は通算するものとする。）

(2) 2級に決定された日において既に33歳に達している者

イ 教育職給料表(1)級別資格基準表

[表 略]

備考 この表の学歴免許等欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給

歴に係る期間を5年以上有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示す。

2 職種等欄の区分に掲げる職種に該当しない職員の職務の級を決定する場合に必要な資格はあらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

3 事務職員、技術職員及び福祉職員の職務の級の欄の（ ）内の数字は当該職務の級に決定する年度に属するいずれかの日に34歳以上の年齢に達することとなる者に適用する。

[新設]

[新設]

イ 教育職給料表(1)級別資格基準表

[表 同左]

備考 この表の学歴、免許等の資格欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給

等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

ウ 教育職給料表(2)級別資格基準表

[表 略]

備考 この表の学歴免許等欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

エ 教育職給料表(3)級別資格基準表

[表 略]

備考 この表の学歴免許等欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

オ 医療職給料表(2)級別資格基準表

及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

ウ 教育職給料表(2)級別資格基準表

[表 同左]

備考 この表の学歴、免許等の資格欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

エ 教育職給料表(3)級別資格基準表

[表 同左]

備考 この表の学歴、免許等の資格欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

オ 医療職給料表(2)級別資格基準表

[表 略]

備考

[1 略]

2 この表の栄養士の職務の級の欄の（ ）内の数字は管理栄養士の免許を有する者に適用する。

[カ 略]

キ 消防職給料表級別資格基準表

[表 略]

備考 この表の試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「大学卒以外」とは、試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」に該当しない試験を示す。

ク 保育士給料表級別資格基準表

[表 別紙4 挿入]

[表 同左]

備考

[1 同左]

2 栄養士の職務の級の欄の（ ）内の数字は管理栄養士の免許を有する者に適用する。

[カ 同左]

キ 消防職給料表級別資格基準表

[表 同左]

備考 試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「大学卒以外」とは、試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」に該当しない試験を示す。

ク 保育士給料表級別資格基準表

[表 別紙3 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第1（第3条関係） ケ 保育士給料表 別紙1]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
3 級	1 児童・家庭支援担当主任保育士の職務
	2 地域子育て支援センター主任保育士の職務
	3 区役所の保育士の職務
4 級	[同左]
[新設]	

[別表第1（第3条関係） ケ 保育士給料表 別紙2]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
3 級	区役所の保育士の職務
4 級	[略]
<u>5 級</u>	<u>副参事の職務</u>

[別表第2(第4条関係)級別資格基準表 ク 保育士給料表級別資格基準表 別紙3]

職種等	試験	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
保育士	大学卒程度	—	0	7	5
	短大卒程度	—	0	9	5
	高校卒程度	—	0	11	5
	社会人経験者	—	0	2	5

備考

試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「短大卒程度」とは、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「高校卒程度」とは、学校教育法による高等学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「社会人経験者」とは、民間企業等において職務に従事した経歴に係る期間を7年以上有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示す。

[別表第2(第4条関係)級別資格基準表 ク 保育士給料表級別資格基準表 別紙4]

職種等	試験	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
保育士	大学卒程度	—	0	7	3
	短大卒程度	—	0	9	3
	高校卒程度	—	0	11	3
	社会人経験者	—	0	2	3
	—	4年制の保育士養成 所卒	0	7	3
	—	2年制の保育士養成 所卒	0	9	3
	—	高校卒	0	11	3

備考

- この表の試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「短大卒程度」とは、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「高校卒程度」とは、学校教育法による高等学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示し、「社会人経験者」とは、民間企業等において職務に従事した経歴に係る期間を7年以上有する者を対象とする試験又はこれに相当する試験を示す。
- この表の学歴免許等欄の区分に掲げる用語の意義は、職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第15号）別表第1初任給基準表の備考に定めるところによる。